令和2年5月7日

会員各位

一般社団法人鳥取県作業療法士会

会長　　段　敬史

（ 公 印 省 略 ）

令和2年度定時社員総会の開催と書面採決について（ご依頼）

　陽春の候、会員の皆様におかれましてはますますご清祥のこととお喜び申し上げます。平素は当士会活動へ格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

　さて、5月17日(日)に開催を予定しておりました令和2年度一般社団法人鳥取県作業療法士会定時社員総会につきまして、新型コロナウイルス感染症（COVID-19）の拡大状況を鑑み、感染予防の観点から別紙留意事項を踏まえ、定款第21条の「書面による議決権の行使」を前提とした6月開催へ変更することといたしました。

　つきましては、今後の予定、詳細につきましては以下をご参照いただき、同封しております総会書面採決状または下記書面採決フォームより**5月29日(金)**までに必ずご回答くださいますようお願い申し上げます。

　会員の皆様におかれましては、期間も短く大変お手数をおかけいたしますが、何卒ご理解とご協力のほど、よろしくお願い申し上げます。

記

１．日　　時　　令和2年6月20日(土)　10:00～11:00

２．場　　所　　YMCA米子医療福祉専門学校（米子市錦海町3-3-2）

３．内　　容　　決議事項：令和元年度事業報告、令和元年度決算報告および監査報告

　　　　　　　　報告事項：令和２年度事業計画および予算

４．今後の予定　5月7日 頃：総会議案書の公開（ホームページ、メール配信）

5月26日迄：質問、意見等の受付（メールまたは電話）

　　　　　　　　5月29日迄：書面採決状の返送、回答（書面または電磁的方法）

　　　　　　　　　　　　　　　方法：書面での採決／中部事務局（清水病院）へ郵送またはFAX

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　※ FAXでの提出の場合は、後日原本を回収いたしますので保管をお願いいたします

　　　　　　　　　　　　　　　　　　電磁的方法での採決／書面採決フォームからの回答

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　書面採決フォーム； https://forms.gle/QW7HJ4sFkJxqWUSx7

　　　　　　　　6月29日頃：定時社員総会議決結果の公表（ホームページ、メール配信等）

以上

**【質問・意見の受付】（事務局本部）**

メール：jimu@tottori-ot.or.jp

電話：080-2930-5010

**【書面採決状の返送先】（中部事務局）**

　清水病院　リハビリテーション科

〒682-0881　倉吉市宮川町129　FAX：0858-22-3030

【令和2年度定時社員総会開催にあたっての留意事項】

**１．定時社員総会の開催方法について**

以下のとおり、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（一般法）ならびに当士会定款を参照し、社員総会開催日時・場所を定めているが、感染予防の観点から書面および電磁的方法による事前の議決権行使を前提とした方法で令和2年度定時社員総会を開催する。

（参考）

・一般法第三十六条「定時社員総会は、毎事業年度の終了後一定の時期に招集しなければならない」

・一般法第三十八条「社員総会を招集する場合には日時及び場所を定めなければならない」

・定款第22条「社員の全員が書面または電磁的記録により同意の意思表示をした時はその提案を可決する旨の社員総会の議決があったものとみなす」（社員総会を開催しない方法は現実的ではない）

**２．書面や電磁的方法での議決権行使について**

今回の社員総会は書面および電磁的方法での議決権行使を前提として開催します（以下；定款第21条）。

①議決権行使書は令和2年3月31日時点の県士会正会員所属施設へ郵送いたします。4月1日以降に異動届を提出された方につきましては県士会ホームページより議決権行使書等をご確認ください。

　**※令和2年度新入会員および鳥取県作業療法士会非会員には今回総会の議決権はありませんので、回答しないようご注意ください。**

②書面採決状には必ず印鑑の押印をお願いいたします。

③書面採決方法は本人確認手続きの関係上、捺印済み書面の郵送または書面採決フォームでの回答を原則とします。提出までの期間も短いため返送が間に合わない場合はFAXでの提出も可能です。FAXで回答される場合は、研修会や学会時などに原本を回収いたしますので、必ず原本を保管していただきますようご協力をお願いします。

④総会議案書は県士会ホームページでも公開しています。インターネット環境が整っていないなど、総会議案書の郵送が必要な方は至急事務局までご連絡ください。

⑤一般法第五十条により、定時社員総会の日から3か月間は提出された書面採決状を事務局に保管しています。会員の方はいつでも提出された書面および電磁的記録の閲覧または謄写の請求をすることができます。

⑥定時社員総会は開催しますが、会員の皆様には感染防止対策の一環として社員総会議場への出席は極力お控えいただきますようお願いいたします。出席を希望される場合は感染拡大防止の観点から入場者数を制限しておりますので、事前に事務局までご連絡ください。

（参考）

・定款第21条「やむを得ない理由のため社員総会に出席できない社員は、あらかじめ通知された事項について書面をもって議決権を行使し又はほかの社員を代理人として議決権の行使を委任することができる。ただし議決権の行使を委任する場合には、当該社員又は代理人は代理権を証明する書類をこの法人に提出しなければならない」

・一般法第五十条「 一般社団法人は、社員総会の日から三箇月間、代理権を証明する書面及び第三項の電磁的方法により提供された事項が記録された電磁的記録をその主たる事務所に備え置かなければならない」

一般社団法人鳥取県作業療法士会

事務局：YMCA米子医療福祉専門学校　作業療法士科

TEL：080-2930-5010　　E-Mail：jimu@tottori-ot.or.jp